

消費生活及び消費者教育に関するアンケート調査の概要について（案）

1 調査の目的

平成18年10月に制定した「広島市消費生活条例」では、消費者施策に消費者の意見を反映させることとしている。そこで、市民に消費生活に関する意識や実態を聞くことにより、消費者の意見を的確に把握するとともに、契約の一方の当事者である事業者についても、意見や実態を聞き、第3次広島市消費生活基本計画策定のための基礎資料とする。

また、この第3次広島市消費生活基本計画は、「消費者教育の推進に関する法律」に定める「消費者教育推進計画」として位置付けることとしており、消費者教育の中でも中心的な役割を担う学校についても、同様に行うこととする。

2 使用する調査票

別添のとおり

3 調査方法

(1) 消費者アンケート

- ア 調査地域 広島市全域
- イ 調査対象 住民基本台帳から、15歳以上の男女を無作為に抽出
- ウ 調査数 3,000人
- エ 実施方法 郵送による配布、回収（インターネット回答と併用）
- オ 調査期間 令和3年11月～令和3年12月

(2) 事業者アンケート

- ア 調査地域 広島市全域
- イ 調査対象 統計法第27条第1項に基づき整備された事業所母集団データベースから無作為に抽出
- ウ 調査数 1,500社
- エ 実施方法 郵送による配布、回収（インターネット回答と併用）
- オ 調査期間 令和3年11月～令和3年12月

(3) 消費者教育アンケート

- ア 調査地域 広島市全域
- イ 調査対象 市立小学校141校、市立中学校63校、市立高等学校7校、中等教育学校1校、特別支援学校1校
- ウ 調査数 213校
- エ 実施方法 広島市役所を巡回するメール便による配布、回収（インターネット回答と併用）
- オ 調査期間 令和3年11月～令和3年12月